

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等で B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者への対応について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たな変異株である B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されて以降、各種事務連絡を発出しており、その実施についてご協力をいただいているところです。

これに関連し、検疫所と各自治体の間における連携のあり方について、「入国者等で B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者への対応について」（令和3年12月10日付け厚生労働省新型インフルエンザ感染症対策推進本部事務連絡）で整理させていただいたところですが、今般、別添の通り改訂させていただきますので、入国者が濃厚接触者とされた場合の対応や入国者等に対する健康フォローアップ及び健康観察、検査、移送、宿泊療養等がスムーズに実施されるよう改めてご留意の上、ご対応をお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保健班